

第1号議案

会費の償却等について (案)

当機関の会員は、定款第54条第1項の規定に基づき、当機関に対し、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

今回、会費を納入していない会社のうち、破産等により、今後回収不能が見込まれる会員16社に対する債権を償却し、当機関の損益計算書の雑損失として計上する。

なお、会費滞納会員への請求については、定款の規定に基づく公表、勧告、制裁といった選択肢も含め一層厳正かつ実効的に対処していく。

1. 会費を償却する会員数

16社

2. 償却金額

合計257,077円

[内 訳]

- ・2019年度会費 20,000円
- ・2020年度会費 20,000円
- ・2021年度会費 89,700円
- ・2022年度会費 127,377円

3. 償却時期

2023年3月31日

4. 償却理由

- (1) 電気事業の登録の取消
- (2) 電気事業の事業廃止
- (3) 破産等の法的手続き

以上

【添付資料】

別紙：会費の償却について

※別紙については情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

<参考>

(会費)

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。